

使用済 GIGA スクール端末等の売払処分業務仕様書

1. 目的

GIGA スクール構想の下で整備された端末（以下、「GIGA スクール端末」という。）を含め、使用済となったパソコン・タブレット端末等には、いわゆる都市鉱山と呼ばれるレアメタル等の有用な金属が多く含まれており、国内で金属資源の枯渇リスクが顕在化する中、適正に再使用・再資源化を推進する必要性は、国が示した「第五次循環型社会形成推進基本計画（令和6年8月2日閣議決定）」でも明らかにされている。他方、端末内には使用していた児童・生徒個人に紐づくデータが保存されていることから、それを適切に処分する必要性は極めて高い。

こうした背景から、文部科学省・経済産業省・環境省は使用済み端末の適切な処分方法（令和5年10月26日付「GIGA スクール構想の下で整備された1人1台端末等の適切な処分（再使用又は再資源化）等について」）を提示しており、本業務においては、この方針に沿って適切に処分を行う事を目的とする。

2. 受託条件

- ・ 受託者（以下、「乙」という。）は、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成24年法律第57号。以下、「小型家電リサイクル法」という。）第10条第3項の認定（使用済小型電子機器等の収集を行う区域に、愛知県を含んでいるものに限る。）を受けていること。または資源の有効な促進に関する法律（平成3年法律第48号。以下、「資源有効利用促進法」という。）に基づく製造事業者であること。なお、入札時・契約時には認定を受けていることを証明する書類（認定証等）を提出すること。
- ・ GIGA スクール端末が情報機器である性質を踏まえ、乙が3. 業務内容に定める小型家電リサイクル法の認定計画に基づくパソコン・タブレットの再使用の処分実績（前年度の処分実績が本件処分台数を上回ることを十分に有していること）を十分に有していること。なお、入札時・契約時には前年度の処分実績を示す書類（法令に基づき提出している報告書）を提出すること。
- ・ GIGA スクール端末の所有権が武豊町（以下、「甲」という。）に帰属している性質を踏まえ、乙は甲が進める環境政策において実績（小型家電リサイクル法に基づく処理実績）があることが望ましい。

3. 業務内容

- ・ 甲は GIGA スクール端末の残存価値を踏まえ有償で売払を行う。回収に必要な車両・運搬や必要な作業経費等を踏まえ、買受金額を算出すること。
- ・ 乙は、甲の義務教育学校で使用していた GIGA スクール端末等を回収し、小型家電リサイクル法、資源有効利用促進法（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年

法律第137号。以下、「廃棄物処理法」という。)の広域認定制度によるもの。)において認定を受けた乙の再資源化事業計画に従い、回収したGIGAスクール端末等を再使用・再資源化する。

- ・ 受注者は、「6 引渡し対象品」を入れる段ボール等の梱包用資材を別紙に記載する回収場所へ事前に提供すること。なお、GIGA 端末を入れる梱包資材はカバーを付けたまま梱包できるものとする。また、梱包資材内に GIGA 端末が何台入っているか一目でわかるようなつくりとすること(例:段ボール内に仕切りを作り、1箱に20台しか入れられないようにするなど)
- ・ 乙は、GIGA スクール端末に含まれるデータの消去を、9. 処分方法に定める方法で確実に実行し、端末毎にデータ消去完了証明書を発行する。データ消去作業の再委託は行わない。

4. 履行期間

契約の日の翌日から令和9年3月16日まで

5. 引渡し時期

令和8年7月17日から令和8年10月31日まで

※児童生徒用については夏休み期間中に回収

教職員用については、10月末までに回収

6. 引渡し対象品

- ・ GIGA スクール端末 iPad 第7世代 Wi-Fi モデル 32GB
 - ※iPad 本体および付属品(充電器・充電ケーブル・キーボード・タッチペン)
 - ※甲の責において端末管理・セキュリティ等に関連したアクティベーションロック・MDM・Apple School Manager 等は全て解除済み
 - ※再使用が困難な故障品・破損品(例:液晶割れ・ボタン不良・カメラ不良・充電不良等)・水没品・汚損品(例:マジックで本体に落書き)は5%以内は買取台数に含むものとする。なお5%を超えた分については回収・処分は行うが売払い対象外とする。

7. 予定数量・引渡し場所等

別紙1に記載の内容による。

8. 引渡しの方法

甲および乙は、対象品を引渡す日時・場所・品目・数量等について事前に協議を実施する。乙は内容に基づき、引渡しに必要な車両等を手配する。

なお、引き渡しにおいても排出者である甲からの「直接回収の許可」を有しており、運

搬においても認定計画の方法による回収を行うこと。

9. 処分方法

乙は、引渡しを受けた対象品について、下記を満たす方法により処分を実施すること。

- ・ 「小型家電リサイクル法」を遵守し、乙が関係省庁に提出した認定計画等に準拠した方法で処分（再使用・再資源化）を実施する。
- ・ GIGA スクール端末が情報機器である性質を踏まえ、盗難や情報漏洩等が発生しないように、作業場所全体を監視可能な複数の防犯カメラの設置、作業者の不正防止策（記憶媒体等の持ち込み・持ち出し等を防止する方法、入退室のログ管理・保存、専用制服の着用等）の実施、異常を検知する警備システムの導入等、万全なセキュリティの確保・不正防止に必要な処置を講ずること。
- ・ 処分（再使用・再資源化）にあたっては、甲が定める教育情報セキュリティポリシーに基づいたデータ消去を行うこと。具体的な方法として、作業ログの取得が可能な専用ソフトを用いた上書き消去方式・ブロック消去方式・暗号化消去方式等で確実に消去を行うこと。故障等により専用ソフトを利用した消去が不可能な端末は、データの復元が不可能といわれる状態まで記憶媒体を物理的に破壊（SSD・eMMC を使用している端末は2mmを目安に粉碎処理すること等）を行う等、当該データの重要性分類に応じた適切な消去方法を用いること。なお、HDD 用のデータ消去方法ではデータが残存している可能性があるため、データ消去方法としては不適切である。
- ・ データ消去完了後は、端末毎の個体番号・消去方法・消去完了日時・作業名等が記載されたデータ消去完了証明書を発行し、甲が端末毎にデータ消去作業の完了を確認できるようにすること。また、データ消去完了証明書に記載された内容を5年間保管し、甲の求めに応じて開示できるように保存しておくこと。
- ・ GIGA スクール端末を再使用する場合は、認定計画において「再使用の許可」を受けた方法で行うこと。また、甲が所有していたことが明らかなシール等は全て削除すること。

10. 業務完了の確認

乙より提出を受けたデータ消去完了証明書で、各端末のデータ消去作業が完了した事を確認し、さらに引渡し品が再資源化された報告をもって履行されたものとみなす。

11. 協議事項

甲の担当職員との連絡を密にして業務に当たること。一連の各対応については、仕様を満たしているか、作業実施前に甲と確認を行うこと。なお、本仕様書に定めのない事項については、甲の担当職員と協議しその指示に従うこと。

12. 留意事項

(1) 契約の時期

落札者は、落札決定後、物品売却(仮)契約書を取り交わし、武豊町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年条例第12号)の規定に基づき、町議会の議決に付さなければならない契約となるため、町議会の議決後に本契約を締結します。

(2) 契約形態

本契約の形態は物品売却単価契約とする。別紙1に定める回収予定数量は、予定の数量であり、当該数量を保証するものではない。実際の買取対象数量は、乙が回収した機体について確認を行った結果、確認できた対象数を正として扱うものとする。

また、甲は、回収後、速やかに売却可能な対象数を確定し、その内容を乙に対して報告するものとする。なお、売却金額は、確定した対象数に、単価を乗じて算出した額とする。

(3) 損害賠償

委託業務の実施に伴い第三者に与えた損害は、甲の責に帰すべきものを除き、全て乙の責任において処理すること。

(4) その他

- ・ 乙は、契約時に受託条件に合致していることを証明する書類を提出すること。
- ・ 本業務では、個人情報を含む機器を取り扱う可能性があるため、乙は、業務の従事者に対し個人情報保護に関する研修を十分に行い、引渡した端末に含まれる個人情報の保護に努めること。
- ・ 予定数量は変動する可能性がある。最終台数は甲乙協議の上で最終確定するものとする。
- ・ 乙は本業務が困難となる事由が生じた場合は、業務を一時停止し、直ちに甲へ当該事由の内容及び甲が受ける影響が最小限となる措置を講じる旨を、速やかに書面をもって通知すること。
- ・ 乙の受託作業開始後であっても、仕様を満たせないことが判明した場合、甲は契約を解除する事ができる。その場合の補償等は一切行わない。

(別紙1) 予定数量・引渡し場所

項番	名称	住所	引渡し端末予定数量 (パソコン・タブレット)			付属品の有無
			iOS	ChromeOS	WindowsOS	
1	武豊小学校	愛知県知多郡武豊町字高野前1番地	794台	台	台	<input checked="" type="checkbox"/> タッチペン <input checked="" type="checkbox"/> キーボード <input checked="" type="checkbox"/> マウス <input checked="" type="checkbox"/> その他
2	衣浦小学校	愛知県知多郡武豊町字目堀36番地	517台		台	<input checked="" type="checkbox"/> タッチペン <input checked="" type="checkbox"/> キーボード <input checked="" type="checkbox"/> マウス <input checked="" type="checkbox"/> その他
3	富貴小学校	愛知県知多郡武豊町大字富貴字郷南79番地	460台		台	<input checked="" type="checkbox"/> タッチペン <input checked="" type="checkbox"/> キーボード <input checked="" type="checkbox"/> マウス <input checked="" type="checkbox"/> その他
4	緑丘小学校	愛知県知多郡武豊町字長宗一丁目1番地	861台		台	<input checked="" type="checkbox"/> タッチペン <input checked="" type="checkbox"/> キーボード <input checked="" type="checkbox"/> マウス <input checked="" type="checkbox"/> その他
5	武豊中学校	愛知県知多郡武豊町字中根四丁目5番地	1006台		台	<input checked="" type="checkbox"/> タッチペン <input checked="" type="checkbox"/> キーボード <input checked="" type="checkbox"/> マウス <input checked="" type="checkbox"/> その他
6	富貴中学校	愛知県知多郡武豊町大字東大高字熊野西8番地	396台		台	<input checked="" type="checkbox"/> タッチペン <input checked="" type="checkbox"/> キーボード <input checked="" type="checkbox"/> マウス <input checked="" type="checkbox"/> その他

なお、予定数量と回収後の数量が異なる場合は、乙の拠点で確認できた実数を正として扱うものとする。